船舶事故調査報告書

令和７年１０月２２日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和６年９月５日　０６時０５分頃
発生場所	北海道猿払村浜鬼志別漁港東方沖 浜鬼志別灯台から真方位１１１°３．９海里（Ｍ）付近 （概位　北緯４５°１９．４′　東経１４２°１４．２′）
事故の概要	漁船第六十八幸進丸は、操業中、転覆した。
事故調査の経過	令和６年１０月４日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船　第六十八幸進丸、１４トン ＨＫ２－２３５７２（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	主機、航海計器等に濡損
気象・海象	気象：天気　曇り、風向　南西、風速　１～２m/s、視界　良好 海象：海上　平穏
事故の経過	本船は、船長ほか４人が乗り組み、ほたて貝桁網漁の目的で浜鬼志別漁港東方沖の漁場に向け、北海道猿払村知来別漁港を出港した。 船長は、漁場に到着後、両舷側から桁網を海中へ投入して操業を開始し、約３ノットの対地速力でえい網をしながら本船を南東進させた後、同桁網を揚収する目的で主機操縦レバーを中立とし、操舵室を出て船首部のデリックに向かった。 船長は、船尾の左舷側に配置された巻上げ機でやりだしと称する滑車を介して引き綱を巻き上げ、左舷舷側付近に浮上した桁網にデリックのワイヤを掛けて、やりだし付近で桁網に結ばれた引き綱を解き、デリックで桁網を吊り上げた。 船長は、今まで桁網をデリックで吊り上げても、甲板上に置いた桁網が移動するほど船体が傾斜することがなかったので、甲板上に桁網を置いても移動することはないと判断し、左舷側の桁網を揚収して、漁獲物が入ったままの状態で甲板上の左舷側に置いた。（図１参照）

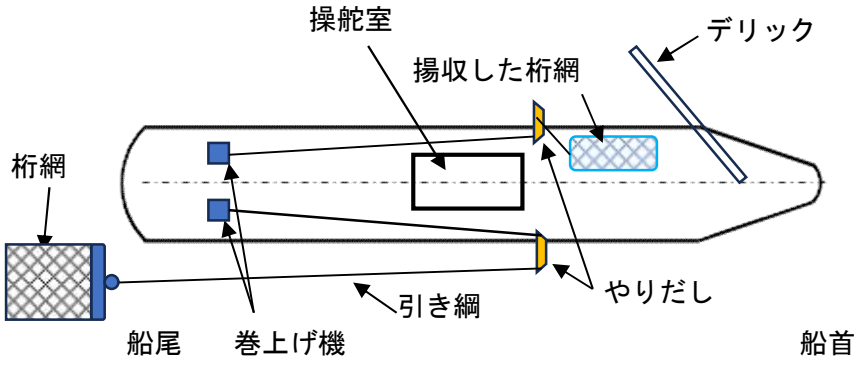

図１　左舷側の桁網を揚収した状況（上方から）

船長は、続けて右舷側の桁網の揚収を開始し、やりだしを介して巻上げ機で引き綱を巻き上げ、その後桁網をデリックで吊り上げた。その際、船体が右舷側へ傾斜したので、ふだんより漁獲物が多いと思っていたところ、同桁網が船首方へ振れ出して、船体が更に右舷側へ傾斜した。（図２参照）

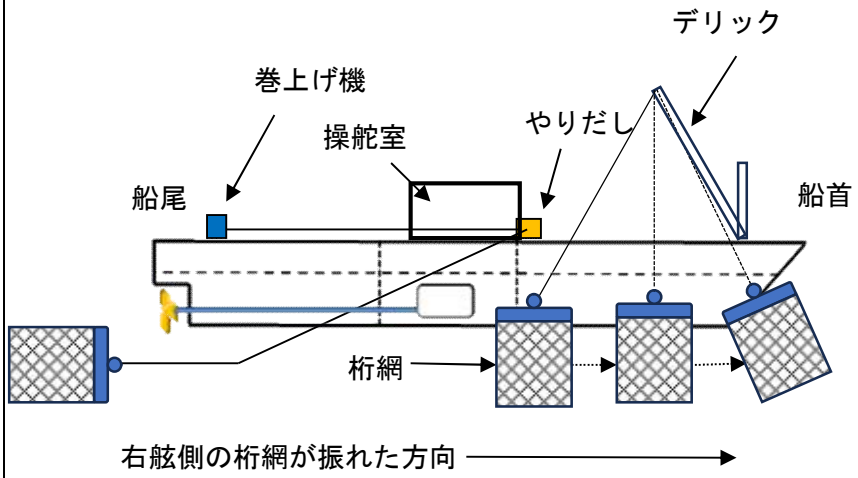

図２　右舷側の桁網を揚収中の状況（側面から）

本船は、甲板上の左舷側に置いて固縛していない漁獲物の入った桁網が右舷側へ移動して船体が一層傾斜し、船縁が海水面に浸かり、大量の海水が甲板上に流入して右舷側に横転し、転覆した。（図３参照）

<table>
<tr><td></td><td>
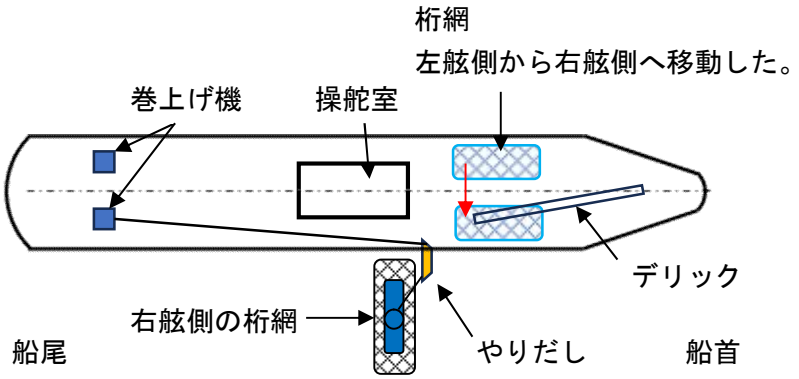

図３　本事故当時の桁網等の状況

救命胴衣を着用した船長及び乗組員は、転覆して船底が海水面上に出た本船に這（は）い上がっていたところ、付近にいた僚船に救助され、浜鬼志別漁港に運ばれた。
本船は、その後、作業台船に引き揚げられて浜猿払漁港にえい航された。</td></tr>
<tr><td>分析</td><td>本船は、浜鬼志別漁港東方海域で操業中、船長が漁獲物入りの左舷側桁網を左舷甲板上で固縛しなかったことから、右舷側桁網の揚収時に左舷側桁網が右舷甲板上に移動して船体傾斜が増大し、船縁から海水が入り込んで右舷側へ転覆したものと考えられる。
船長は、過去に桁網を吊り上げた際、船体が傾斜することがなかったことから、甲板上の左舷側の桁網が移動するとは思わず、揚収した左舷側桁網を固縛しなかったものと考えられる。</td></tr>
<tr><td>原因</td><td>本事故は、本船が、浜鬼志別漁港東方海域で操業中、船長が漁獲物入りの左舷側桁網を左舷甲板上で固縛しなかったため、右舷側桁網の揚収時に左舷側桁網が右舷甲板上に移動して船体傾斜が増大し、船縁から海水が入り込んで右舷側へ転覆したものと考えられる。</td></tr>
<tr><td>再発防止策</td><td>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。
・小型漁船の船長は、操業時や航行時の船体傾斜に備え、甲板上に揚収した漁獲物の入った桁網をロープ等で固縛するなど移動防止措置を適切に採ること。
・小型漁船の船長は、船内に揚収した桁網内の漁獲物を船倉に入れた後、次の桁網を吊り上げて揚収することが望ましい。</td></tr>
</table>